

No. 12

制 度 名	地域づくり助成事業 (活力ある地域づくり助成事業) 【一般財団法人自治総合センター】	主管課名	地域振興課 企画調整 G		
		問合せ先	029-301-2732		
目的・趣旨	宝くじの社会貢献広報事業として、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。				
〔対象団体〕 市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会					
〔対象事業〕					
	区分	対象事業	対象経費		
	地域資源活用	地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する、特色あるソフト事業(実行委員会等が実施するソフト事業に対して、助成対象団体が助成を行う場合を含む。)	実施にかかる事業費及び企画立案費。 なお、各事業に必要な消耗品等の購入費については対象。 食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察等にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外。		
	広域連携推進	複数の助成対象団体が共同して(申請後の合併により単独市町村となる場合や隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む。)、広域的な連携を目的として実施するソフト事業(実行委員会等が実施するソフト事業に対して、助成対象団体が助成を行う場合を含む。)			
〔補助要件等〕					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。</li> <li>・国の補助金及び地方債を充当していないもの。</li> <li>・令和3年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。</li> </ul>					
〔補助限度額等〕					
・200万円まで					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会					10/10
〔3年度当初予算額〕		〔3年度補助対象団体〕 令和3年度事業は募集終了			
〔備考〕		一般財団法人自治総合センターからの補助。翌年度の事業要望調査は、毎年8月頃に同センターから県を通じて行われる。			